

吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、障害児・者の相談支援体制の強化とサービスの質の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する特定相談支援事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業(以下「特定相談支援事業等」という。)を実施する事業所を運営する法人に対し補助金を交付することにより、特定相談支援事業等の普及を促進し、もって障害児・者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員をいう。

(2) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項第1号に規定する障害児相談支援事業所をいう。

(3) 新規配置 市内の相談支援事業所に新たに配置されたことをいい、市内の別の相談支援事業所にて相談支援業務を行っていた場合は新規配置としない。ただし、配置前1年間以上相談支援業務を行っていなかった場合は、新規配置とみなす。

(4) 計画相談支援等 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援

及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。

(5) サービス等利用計画等 障害者総合支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画及び児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。

(6) 初任者研修 「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第021001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定する相談支援従事者初任者研修をいう。

(7) 契約内容報告書 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第6条に規定する報告書のことをいう。

(補助金)

第3条 補助金は次に掲げるものとする。

(1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金

(2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金

(3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象は、次に掲げる補助の種別に応じ、当該各号に定める要件を全て満たしている相談支援事業所とする。

(1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金

市内の新規開設又は既存相談支援事業所が、計画相談支援等を行う、相談支援専門員を新規配置し従事させ、新たに契約を締結し、かつ、障害者総合支援法第19条に基づき本市が支給決定を行った障害者等に対し、サービス等利用計画等を作成すること。なお、サービス等利用計画等の作成は、新規配置した相談支援専門員が作成したものに限らず、既存の相談支援専門員が作成したものも含む。

(2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金

ア 市内の新規開設又は既存相談支援事業所が、計画相談支援等を行う、相談支援専門員を雇用すること又は雇用していること。

イ 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度の４月１日までに、当該法人が運営する市内の相談支援事業所に相談支援専門員として勤務すること。

(３) 吹田市相談支援事業所借上費補助金

ア 本市において相談支援事業所の指定を受けて、市長が別に定める日までに計画相談支援等の事業を開始すること。

イ 本市で計画相談支援等の事業を継続する意思があること。

ウ 本市全域を対象として支援を行うこと。

エ 障害種別や年齢に関わらず支援を行うこと。

(補助金の額)

第５条 補助金の額は、次に掲げる補助の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(１) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金は、相談支援専門員が新規配置されてから、配置日を含む月の次月から数えて１２月以内に当該事業所において新規作成したサービス等利用計画等について、１件当たり５０,０００円とし、新規配置された相談支援専門員一人につき、上限は４００,０００円とする。なお、交付申請は原則年度ごととし、新規配置年度を含む２年度を期限とする。

(２) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金は、初任者研修の受講料全額とする。なお、交付申請は初任者研修を修了した日の属する年度を期限とする。

(３) 吹田市相談支援事業所借上費補助金は、２年間を上限とし、１相談支援事業所につき月額３０,０００円を上限とし、賃貸期間の月数を乗じて得た額又は相談支援事業所の賃貸期間における賃借料(共益費を含む。)のいずれか少ない額とする。なお、交付申請は、原則年度ごととし、指定を受けた日の属する年度においては当該年度の３月に、補助金が終了する年度においては最終月に行う

こととする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる補助の種別に応じた申請書に、当該各号に定める書類を添えて前条に定めた期間に市長に申請しなければならない。

(1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金

ア 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ 初任者研修の修了を証する書類の写し

ウ 相談支援専門員経歴書の写し

エ 雇用関係確認書類の写し

オ 組織体制図

カ 新規利用者に係る契約内容報告書及びサービス等利用計画等の写し

キ 当該サービス等利用計画等の作成日ごとのサービス等利用計画等を作成している利用者を記載した利用者一覧表(様式第2号)

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金

ア 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請書(様式第6号)

イ 初任者研修の受講料を支払ったことを証する書類の写し

ウ 初任者研修の修了を証する書類の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金

ア 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請書(様式第10号)

イ 事業計画書及びこれに伴う収支予算書(指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業のもの)の写し

ウ 運営規定の写し

エ 相談支援事業所として使用する家屋に係る賃借料が記載されている書類の写し

オ 相談支援事業所の運営状況に関する資料（相談支援事業所の概要、財産目録、事業所の平面図、組織体制図）

カ 計画相談支援等に従事する相談支援専門員の一覧

キ 賃借料を支払ったことを証する書類の写し

ク その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次の(1)から(3)に掲げる補助の種別に応じた補助金交付決定通知書により、不適当と認めるときは、次の(4)から(6)に掲げる補助の種別に応じた交付申請却下通知書により、当該申請をした者に通知する。

(1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付決定通知書
（様式第3号）

(2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付決定通知書（様式第7号）

(3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付決定通知書（様式第11号）

(4) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）

(5) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請却下通知書（様式第8号）

(6) 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請却下通知書（様式第12号）
（補助金の交付請求）

第8条 前条の補助金交付決定通知書を受けた者は、次に掲げる補助の種別に応じた補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付請求書（様

式第 5 号)

(2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付請求書(様式第 9 号)

(3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付請求書(様式第 13 号)

(補助金の交付)

第 9 条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第 10 条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。この場合において、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(補助事業者の責務)

第 11 条 補助事業者は、市が依頼する計画相談支援等及びサービス等利用計画等作成を実施するため、補助金を交付決定した時点での、計画相談支援等に必要な相談支援専門員の確保及び管理に留意して補助事業を行わなければならない。

(帳簿等の整備)

第 12 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。また、補助事業者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第 13 条 補助事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して 10 年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第 14 条 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要領に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第 15 条 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

(施行期日)

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（申請先）吹田市長

所在地

法人名

代表者

電話番号

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金の交付を吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第 6 条第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- （１）初任者研修の修了を証する書類の写し
- （２）相談支援専門員経歴書の写し
- （３）雇用関係確認書類の写し
- （４）組織体制図
- （５）新規利用者に係る契約内容報告書等及びサービス等利用計画の写し
- （６）利用者一覧表（様式第 2 号）
- （７）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

利用者一覧表

種別	番号	受給者証番号	利用者氏名	計画案作成日
サービス等 利用計画	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
合計			件	

種別	番号	受給者番号	利用児童氏名	計画案作成日
障がい児 支援利用計画	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
合計			件	

総計	件
----	---

様式第3号（第7条関係）

吹福障第 号
年 月 日
(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金は、吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第7条第1号の規定により、次のとおり通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付決定の条件

同要領第 4 条第 1 号の要件を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

吹福障第 号

年 月 日

(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付け申請の吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金について、下記のとおり却下したので通知します。

1 却下理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（請求先）吹田市長

所在地
法人名
代表者
電話番号

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 吹福障第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 金 額
金 円

2 口 座
下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼書	金融機関名				支店名			種目					
								1 普通預金 2 当座預金 3 その他					
	金融機関コード				店舗コード			口座番号					
	フリガナ												
	口座名義人												

発行責任者及び担当者 ※請求者欄に押印がある場合は省略可			
発行責任者	役職	氏名	連絡先
担当者	役職	氏名	連絡先

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

（申請先）吹田市長

所在地

法人名

代表者

電話番号

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請書

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金の交付を吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第 6 条第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- （１）初任者研修の受講料を申請者が支払ったことを証する書類の写し
- （２）初任者研修の修了を証する書類の写し
- （３）その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第7条関係）

吹福障第 号
年 月 日
(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金は、吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第7条第2号の規定により、次のとおり通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付決定の条件

同要領第4条第2号の要件を遵守すること。

様式第8号（第7条関係）

吹福障第 号

年 月 日

(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請却下通知書

年 月 日付け申請の吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金について、下記のとおり却下したので通知します。

1 却下理由

様式第 9 号（第 8 条関係）

年 月 日

（請求先）吹田市長

所在地
法人名
代表者
電話番号

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付請求書

年 月 日付け 吹福障第 号で決定通知のあった受講料補助金を次のとおり請求します。

1 金 額
金 円

2 口 座
下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼書	金融機関名				支店名			種目						
								1 普通預金 2 当座預金 3 その他						
	金融機関コード				店舗コード			口座番号						
	フリガナ													
	口座名義人													

発行責任者及び担当者 ※請求者欄に押印がある場合は省略可

発行責任者	役職	氏名	連絡先
担当者	役職	氏名	連絡先

様式第 10 号（第 6 条関係）

年 月 日

（申請先）吹田市長

所在地

法人名

代表者

電話番号

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請書

吹田市相談支援事業所借上費補助金の交付を吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第 6 条第 3 号の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金 円

（月額 円 か月）

2 添付書類

（１）事業計画書及びこれに伴う収支予算書の写し

（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業のもの）

（２）運営規定の写し

（３）相談支援事業所として使用する家屋に係る賃借料が記載されている書類の写し

（４）相談支援事業所の運営状況に関する資料

（相談支援事業所の概要、財産目録、事業所の平面図、組織体制図）

（５）計画相談支援等に従事する相談支援専門員の一覧

（６）賃借料を支払ったことを証する書類の写し

（７）その他市長が必要と認める書類

様式第 11 号 (第 7 条関係)

吹福障第 号
年 月 日
(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の吹田市相談支援事業所借上費補助金は、吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第7条第3号の規定により、次のとおり通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付決定の条件

同要領第 3 条第 3 号の要件を遵守すること。

様式第 12 号 (第 7 条関係)

吹福障第 号
年 月 日
(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付け申請の吹田市相談支援事業所借上費補助金について、下記のとおり却下したので通知します。

1 却下理由

様式第 13 号（第 8 条関係）

年 月 日

（請求先）吹田市長

所在地
法人名
代表者
電話番号

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付請求書

年 月 日付け 吹福障第 号で決定通知のあった事業所借上費補助金を次のとおり請求します。

1 金 額
金 円

2 口 座
下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼書	金融機関名				支店名			種目						
								1 普通預金 2 当座預金 3 その他						
	金融機関コード				店舗コード			口座番号						
	フリガナ													
	口座名義人													

発行責任者及び担当者 ※請求者欄に押印がある場合は省略可

発行責任者	役職	氏名	連絡先
担当者	役職	氏名	連絡先